

天草町、永平寺町と觀音町における武家屋敷地の変遷

—福井城下の武家地の研究 その 18—

伊豆藏 庫喜*

The change of the samurai's premises in *Amakusa-machi*, *Eiheiji-machi* and *Kannon-machi*

—A study on the samurai's premise of the Fukui castle town, part18—

Kouki IZUKURA

This paper considers the change of the samurai's premises in *Amakusa-machi* and *Eiheiji-machi*, *Kannon-machi* referring to the 'FUKUI ZOUKA-EZU'. The allotment of the premises in *Amakusa-machi* changed twice greatly during Syoho4 years from Jyokyo2 years, and Manji2 years from Keicho18 years. As for the premises substitute, many inhabitant were replaced after the revolt in Shimabara and the time of changed shift of feudal lord in the Kanei period. After it, there were many premises substitutes by the influence of the subtraction of Jyokyo3 years. In *Eiheiji-machi* premises was old and makes allotment of the premises by Keicho 18 years. The other, the mansion substitute between samurai's was repeated in each time, but in *Eiheiji-machi* it was always the samurai's premises through the Edo era. The allotment of the premises in *Kannon-machi* did not changed until the late Edo period except that the part of the samurai's premises became the moat by Manji2 years. The premises substitute was performed frequently through the Edo era. However, two writing brushes of these turned into the *Jikata-chi* temporarily.

Keywords: 天草町、永平寺町、觀音町、屋敷割、屋敷替え、地方地

1. はじめに

本研究は『松平文庫』所蔵の城下絵図8図¹⁾を用いて、江戸初期から幕末までの武家屋敷地の変遷について検討する。すでに江戸時代を通して上級武家屋敷地であった大名町や中ノ馬場のほか、上級と中級武家屋敷地が混在する元御泉水町や天王町における屋敷割の変化や屋敷替えについて報告した²⁾。その結果、上級武家屋敷地は、慶長18年(1613)までにほとんどの区域で屋敷割されている。一方、屋敷替えは江戸時代を通して頻繁にあり、特に寛永元年(1624)の忠昌入部³⁾直後と貞享3年(1686)の大法⁴⁾に伴う屋敷替えが多くみられた。対して上級と中級武家屋敷地が混在する元御泉水町や鷹匠町は、慶長18年～万治2年(1659)の大火前の間に屋敷割されている。

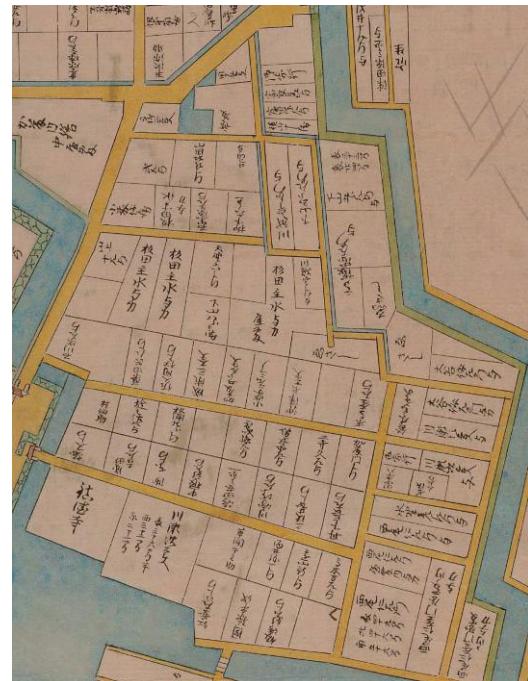
屋敷替えは、江戸初期から幕末まで繰り返されている。なかでも、元御泉水町は御泉水の造営以降一度に数筆の武家屋敷が屋敷替えしていること、天王町や八軒町では隣接する町に含まれたり戻されたりしていること、鷹匠町の一部であるが町家地が存在することなどを指摘した。

本稿は同じ城下絵図を用いて、主に中級武士が居住する天草町、永平寺町と觀音町における⁵⁾武家屋敷地の変遷について考察する。

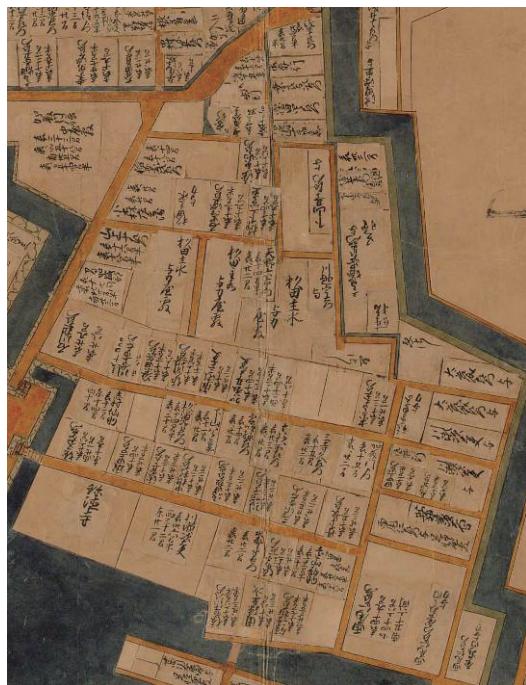
*建築学科



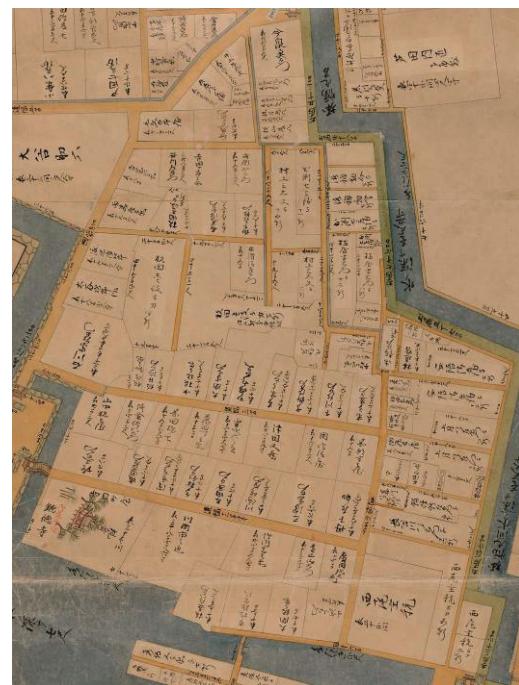
1. 慶長 18 年以前(～1613)
(1309. 『北之庄城郭図』)



2. 万治 2 年大火前(1659)
(1315. 『御城下之図』明治期複製)

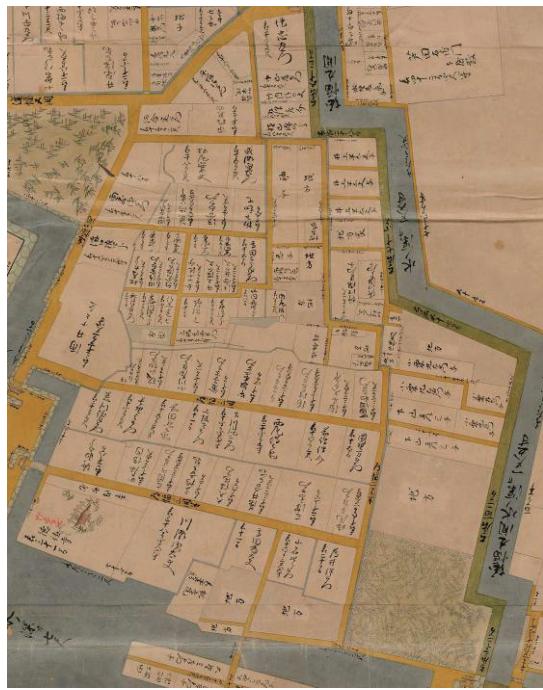


3. 寛文 9 年大火前(1669)
(1319. 『御城下絵図』)

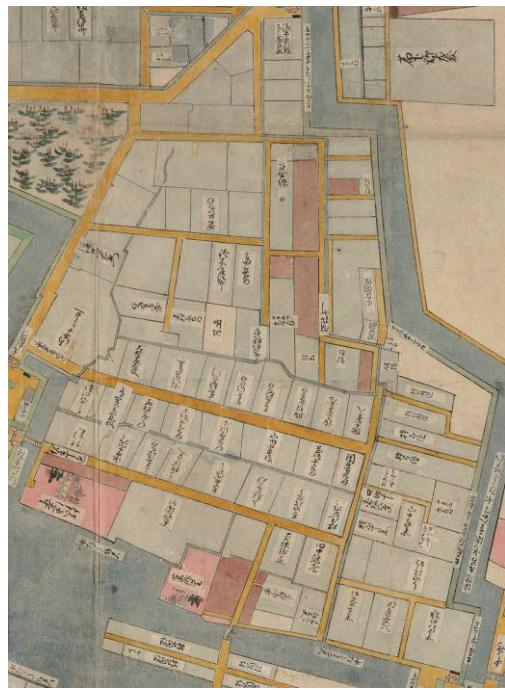


4. 貞享 2 年(1685)
(1320. 『福居御城下絵図』)

図1 城下絵図にみる天草町、永平寺町と觀音町の武家屋敷地(1)

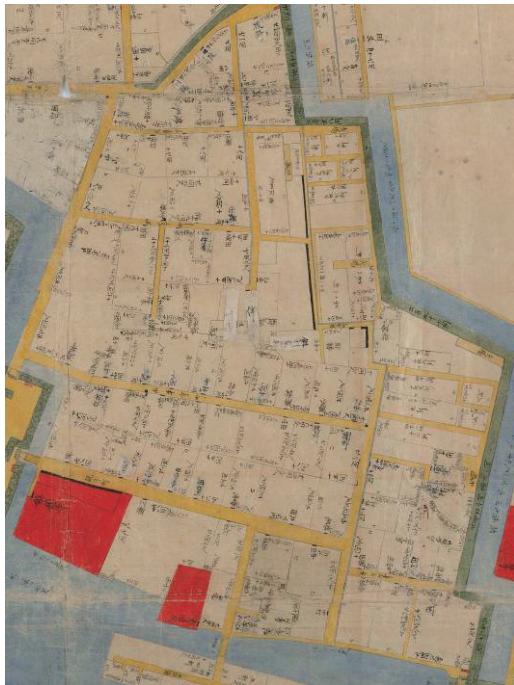


5. 正徳 4 年(1714)
(1325. 『御城下之絵図』)

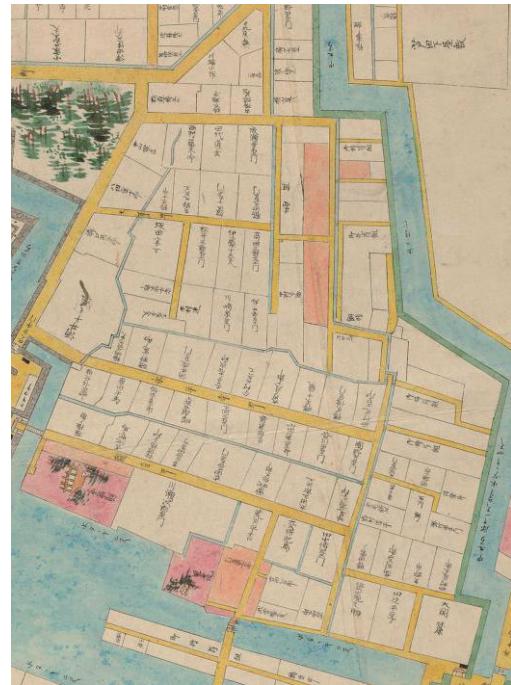


6. 安永 4 年(1775)
(1336. 『御城下絵図』)

*1 : 6 図の茶色の屋敷地は、凡例に町家地とある。



7. 文化 8 年(1811)
(1340. 『福井分間之図』)



8. 慶応年間(1865~67)
(1342. 『御城下之図』明治 14 年復原)
*2 : 8 図の朱色の屋敷地は、凡例に町家地とある。

*3 : 城下絵図はすべて『松平文庫』より、各絵図の下段、左隅の番号(4ヶタ)は『松平文庫』の分類番号である。

図 1 城下絵図にみる天草町、永平寺町と観音町の武家屋敷地(2)

2. 城下絵図にみる天草町、永平寺町と観音町

8図にみられる天草町、永平寺町と觀音町の武家屋敷地を示したものが図1で、これらの絵図にある屋敷地の居住者や藩役所を年代別にまとめたものが表1である。図2は、8図中最古の『北之庄城郭図』(図1-1)の屋敷割を書き起したもので、図2に記した屋敷地の番号は筆者が便宜上付けたものであり、表1の屋敷地番号はこれに対応している。

表1 各時代における武家屋敷地の居住者と藩役所（天草町・永平寺町・觀音町）

町名		屋敷地番号	慶長18年(1613)	坪数(坪)	万治2年(大火前)(1659)	寛文年間(大火前)(1661~72)	貞享2年(1685)	正徳4年(1714)	安永4年(1775)	文化8年(1811)	慶応年間(1865~67)
Am-1		田口左衛門 下屋敷			〈通り〉		〈通り〉	〈通り〉	〈通り〉	〈通り〉	〈通り〉
Am-2					〈通り〉		〈通り〉	〈通り〉	〈通り〉	〈通り〉	〈通り〉
Am-3		小栗隼人			〈堀〉		渡辺五兵衛	井上久太夫			日比
Am-4		林仁兵衛	100	閑路五左衛門	〈堀〉		武藤六郎兵衛	平塚清右衛門		川端	日比戊熊
Am-5		内田覚右衛門			〈堀〉		毛受太郎兵衛	河合定左衛門		松原	川端小作
Am-6		■■屋敷			〈堀〉					鈴木	松原傳五兵
Am-7		田口源左衛門 下屋敷		高柳仁太夫	〈堀〉		利井作太夫	武田加平次		松井	鈴木灝平
Am-8					〈堀〉		御歩行	齊藤与三右衛門	市橋惣助	市橋	市橋環藏
Am-9					〈堀〉		齊藤八太夫			松井	松井■二
Am-10		ヲヨチャ	156	齊藤八太夫	〈堀〉						
Am-11		小笠原玄蕃	360	渡辺十左衛門	浅井十郎左衛門		今泉奥右衛門	堤忠右衛門	酒井典膳 下屋敷	牧野	牧野加左衛門
Am-12		閑兵衛	108		御奉行		奈良次左衛門	中山藤左衛門		広部	廣部七兵衛
Am-13		妹尾右近			御奉行		奈良次与右衛門	竹内伊太夫		波々伯部	波々伯部一
Am-14		市原鞆負			奈良与次右衛門		逢田四郎左衛門	梶間甚六		横山	横山藤八
Am-15			540	逢田四郎左衛門	横山十郎兵衛		横山藤八	横山源四郎			
Am-16		伊波七郎左衛門	117	横山十郎兵衛	村上三太夫 与15軒			忍与	忍組	忍組屋敷	忍組
Am-17			660	川越宇右衛門 与力	下山五郎右衛門 与力		出割七兵衛 与11軒	地方		矢場	地方
Am-18		小嶋与五右衛門 同心屋敷 二十人分			満美助左衛門		成瀬加右衛門	成瀬			
Am-19		山上右近	272	多賀谷 与力	吉田十郎兵衛 笹川彦右衛門					成瀬	成瀬幸右衛門
Am-20				山田次左衛門	稻葉武左衛門		吉岡六兵衛	松尾安大夫		田代	田代道女
Am-21		高田弥右衛門 下屋敷	588	稻葉武左衛門	小森傳兵衛		雨森庄兵衛	雨森儀右衛門		西村	西村藤太郎
Am-22				杉田主水 与力	杉田主水 与力		杉田壱岐 与力 1軒	田中条左衛門		中山	中山保吉
Am-23		羽方縁殿	333	石黒源五左衛門	石黒源五左衛門		石黒源五右衛門	河合茂左衛門	梁兵右衛門	八田	八田金十郎
Am-24				柳下六之丞	柳下六之丞		柳下喜左衛門	柳下勘七	梁	天野	鎌木十市
Am-25		林忠右衛門	256	山上十左衛門	渡辺弥兵衛		溝口権四郎	溝口四右衛門	溝口	天野久兵衛	天野九兵衛
Am-26		石川宗左衛門	256		有賀織部		太谷次郎作	*2: Ei-1に合筆	*2	*2	*2
Am-27								奥忠次郎			
Am-28		〈沼地〉		杉田主水 与力	杉田主水 与力		杉田壱岐 与力 4軒	高柳市太夫 飯島源右衛門 田嶋金右衛門 林彦九郎 伊黒定七 長谷川権四郎 秋月吉右衛門	坂田	坂田	坂田宋女
Am-29			276		杉田主水 与力屋敷		杉田壱岐 与力 7軒	西尾与一右衛門 片岡弥一衛門	安本喜右衛門	安本	安本佐太郎
Am-30		遠山三右衛門	270	下山藤兵衛				片岡庄八郎		大藤	大藤与太夫
Am-31			267	天野六右衛門	天野六右衛門		木滑清左衛門	高田三郎左衛門	高田	松江(井)	松井三郎右衛門
Am-32				208	杉田主水 与力屋敷		杉田主水 与力	河合武太夫 井上弥太夫 奥村孫介 上坂菴五右衛門 堀源三 ■■	高田三郎左衛門	高田	高田三郎左衛門
Am-33								*3: Am-30に合筆	*3	*3	
Am-34		橋山八藤 同心ヤシキ	720	川越宇右衛門 与力	川越宇右衛門 与力		村上三太夫 与力 6軒	*4: Am-29に合筆	*4	*4	
Ei-1		石川対馬	767	石川宗左衛門	石川宗左衛門		酒井十之丞	*2	酒井十之丞	酒井	酒井十之丞
Ei-2			72	合市右衛門	飯嶋勘兵衛		伴新五左衛門			福鶴	福鶴貞太夫
Ei-3		大井田監物		篠田兵右衛門	篠田兵左衛門		篠井弥市右衛門	杉山勘九郎衛門	大野彦太夫	磯野憲ノ助	磯野憲ノ助
Ei-4		大瀬与左衛門	256	佐久間伊右衛門	佐久間猪右衛門		中根猪兵衛	小川茂左衛門	小川庄之丞	酒井	酒井政右衛門
Ei-5		菅田主膳	180	成瀬三太夫	成瀬三太夫		大瀬半右衛門	金子半右衛門		土多	土多忠次郎
Ei-6		大沢甚之丞	260	加藤五郎大夫	加藤五郎大夫		加藤空右衛門	木多門左衛門	今村	今村	今村五兵衛
Ei-7		大沢五郎左衛門	240	小柴庄三郎	青木与右衛門		青木与一右衛門	青木新右衛門	大内	大内	大内彥十郎
Ei-8		森半兵衛	260	沖津長太夫	高柳博左衛門		稻村三太左衛門	稻村三太左衛門	勝木	勝木十蔵	
Ei-9		毛塙右京	234		下川庄右衛門		稻木久太郎	稻木久太郎	勝木	勝木	勝木傳右衛門
Ei-10		岡見兵三郎	234	末高李左衛門	末高李左衛門		富田助右衛門	神原幸八	西村	西村元吉十郎	
Ei-11		石川対馬									
Ei-12											
Ei-13											
Ei-14											
Ei-15											
Ei-16											
Ei-17											
Ei-18											
Ei-19											
Ei-20											
永平寺町											

永平寺町	Ei-11	三沢甚右衛門	252	加藤門右衛門	加藤門右衛門	岡部半兵衛	团野万右衛門	团野万右衛門	团野	团野万右衛門
	Ei-12	三寺久左衛門		三寺久左衛門	三寺久左衛門	岡崎清兵衛	岡部傳助	岡部与左衛門	皆川	皆川平右衛門
	Ei-13		207	増木所左衛門	真杉所左衛門	津田又藏				山田藤十郎
	Ei-14	大久保佐左衛門					西尾甚兵衛	山田五兵衛	山田	齐藤■吉
	Ei-15	馬籠源右衛門	252	雪吹孫左衛門	雪吹孫左衛門	雪吹六之丞	下川弥二右衛門	下川武大夫	下川	下川(河)三右衛門
	Ei-16	勝田義左衛門	180	成瀬三太夫	下山八郎之丞	藤田清兵衛	上坂甚五右衛門	上坂甚五右衛門	上坂	上坂五郎助
	Ei-17	平井八左衛門	252	杉浦九郎右衛門	杉浦九郎右衛門	岡田孫七	岡田寅之丞	西村茂衛門	鈴木	鈴木甚十郎
	Ei-18	高須左五右衛門	306	堤安右衛門		堀兼佐次右衛門	加賀藤左衛門	加賀(屋敷)	原田	原田平馬
	Ei-19	新村溝助	143	志村仙助	志村仙助	山中猪兵衛	荒川徳左衛門	津田八十郎	柏谷	柏谷外次郎
	Ei-20	石岡与右衛門	385							
觀音町	Ka-1	星右京	252	<堀>	<堀>	<堀>	<堀>	<堀>	<堀>	<堀>
	Ka-2	嶋村森右衛門	270							
	Ka-3	矢野弥左衛門	304	堀又右衛門	堀又右衛門	堀又右衛門	堀勘左衛門	ホリ十兵衛	堀	堀權ノ助
	Ka-4	小鹿又五郎	324	成田吉左衛門	成田吉左衛門	成田吉左衛門	加藤伝内	水野藤次郎	吉池	吉池肥久馬
	Ka-5	原川又兵衛	207	伴武右衛門	浅香七郎右衛門	浅香七郎右衛門	三岡助右衛門	三岡孫左衛門	松波	松波猪三郎
	Ka-6	小倉半平	207	中根新五左衛門	中根新五左衛門	高村利右衛門	高橋吉之丞	高橋伊太夫	多喜田	多喜田友内
	Ka-7	太田源右衛門	252	鷗田安之丞	鷗田安之丞	太田武右衛門	大久保儀右衛門	加藤権左衛門	吉田	吉田嘉左衛門
	Ka-8	藤田右衛門	234	川崎徳左衛門	川崎徳左衛門	川崎徳左衛門	藤井曾兵衛	高橋宗左衛門	雪吹	雪吹弥太郎
	Ka-9	梅沢左内	216	三沢甚右衛門	三沢甚右衛門	三沢甚右衛門	三沢甚右衛門	太田次郎九郎	太田	太田三郎兵衛
	Ka-10	牛木新兵衛	225							
	Ka-11	寺田助兵衛	252	丹下長左衛門	丹下長左衛門	丹下助	妹尾左衛門	妹尾八十作	妹尾	妹尾濱三郎
			*1:高木万左衛門(竹ヶ鼻より)		*1:廣田治兵衛		藤井伊右衛門	田中熊藏	田中	田中傳左衛門
	Ka-12	金田太之丞	244	遠山新右衛門	遠山勘助	遠山義右衛門	山名次郎左衛門	大久保孫之丞	大久保	大久保肥馬
	Ka-13	山岡兵右衛門	225	酒井孫一右衛門	坂井孫一右衛門	竹内甚兵衛	高田藤太夫		荒川	荒川平吉
	Ka-14	三上源右衛門	225	草間牛之助	水野藤右衛門					
	Ka-15	松山八兵衛	225							
	Ka-16	杉山内蔵助	966	川瀬次太夫	川瀬次太夫	川瀬市之丞	川瀬次太夫	河瀬次太夫	川瀬	川瀬次郎右衛門
	Ka-17	永平寺	1175	鎮徳寺	鎮徳寺	鎮徳寺	徳住寺	鎮徳寺	鎮徳寺	鎮徳寺
	Ka-18		414	江並佐次右衛門	榎並佐次右衛門	榎並佐次右衛門	觀音院	薬師堂	觀音院	觀音院
	Ka-19		240	团孫平次	团孫平次	市橋孫平次	地方		田辺	田辺清右衛門
	Ka-20	三原田八右衛門	310	飯嶋新左衛門	飯嶋新左衛門	大瀧猪兵衛	地方	平山藏下	吉田	吉田乙五郎
									武曾	武曾權太夫

※：慶長18年の坪数は、絵図にある間口・奥行の寸法から算出した。また、空欄は空き地、網かけは付紙の剥がれを示している。

*1：慶長期には東隣の竹ヶ鼻側に正面(間口)を向けていたが、万治2年～寛文9年の間に貞享2年以降は觀音町側に向かが変わっている。

*2：天草町のAm-26は、正徳4年以降、永平寺町のEi-1と合筆している。 *3・4：天草町のAm-32の一部は、安永4年以降、隣接するAm-29・30と合筆している。

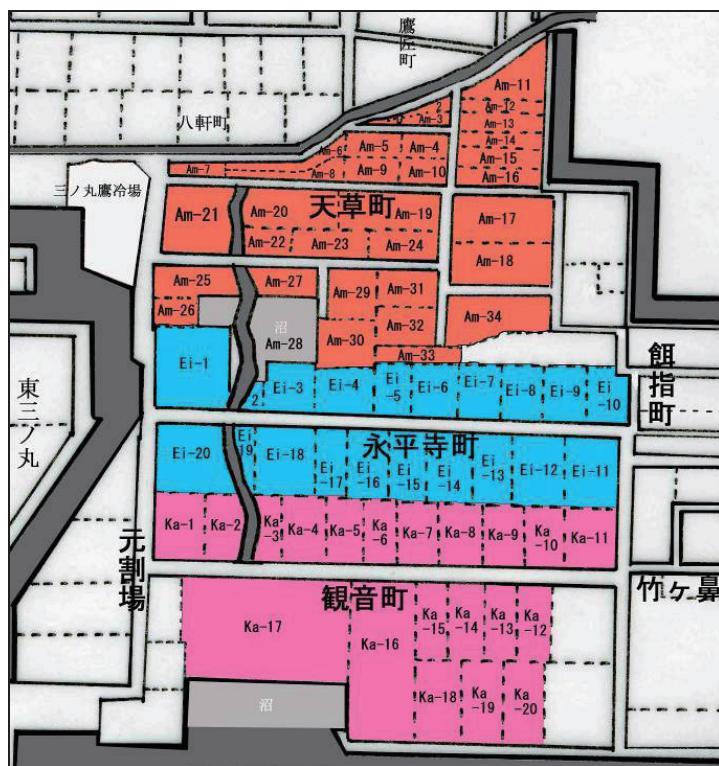


図2 慶長18年頃の天草町・永平寺町・觀音町の屋敷割

2.1 慶長18年以前（図1-1）

慶長18年頃の天草町、永平寺町と觀音町の屋敷割は図2でわかる。区域の西方と南端の2ヶ所に沼があり、西方の沼に沿って水路が流れている。中央の永平寺町とその南側の觀音町の武家屋敷地が、東西に走る通り沿いに大きさ、形状ともほぼ均等に屋敷割されているのに対して、北側にある天草町の各屋敷地の大きさや形状は、かなりのバラツキがみられる。

屋敷数を町別にみると、天草町が34筆、永平寺町と觀音町とともに20筆ある。これらの坪数は200坪以下が9筆で、200~400坪が38筆と多く、そのほとんどが200坪代に集中している。400坪を超えるのは7筆のみで、武家屋敷地の中で最大は觀音町の杉山内蔵助家(966坪)である。

天草町は、寛永14年(1637)に起きた島原の乱に出兵した藩士が帰還して賜った町と伝えられているが⁶⁾、それ以前の慶長期の絵図をみると、すでに屋敷割されている。但し、町全体に空き地が目立ち、西方は沼地(Am-28)が拡がっていることから、天草町はこの時点ではまだ武家町として成立していなかった可能性が高い。

永平寺町は、天草町の一筋南側の通り沿いにある屋敷地を指す。永平寺町の屋敷地は20筆あり、居住者名がない2筆(Ei-2・Ei-13)以外は、いずれも武家の屋敷地である。

区域の南端にある觀音町の屋敷地20筆は、通りの両側に17筆と南端の堀際に3筆配されている。20筆中17筆は武家屋敷地で、残りは西端の永平寺(Ka-17)と南端の堀際にある2筆(Ka-18・Ka-19)の空き地である。しかし、図1-1のKa-4の屋敷地は白色で修正された上に、新たに同じ筆跡で小原又五郎と書き込まれている⁷⁾。このような修正は、これまでみてきた天王町でも確認できる⁸⁾。

2.2 万治2年大火以前(図1-2)

万治2年の大火前の図1-2をみると、天草町の屋敷割は大きく変わっている。特に北端の変化が激しく、武家屋敷地であったAm-1~3の3筆が取り払われて通りになったのをはじめ、Am-5・6とAm-8・9の4筆が堀に変わっている。逆に慶長期にみられた沼地(Am-28)とそれに続く水路は埋め立てられ、杉田主水の与力屋敷になっている。さらに13筆あった空き地も万治2年の大火前までに武家屋敷や与力屋敷に変わり、空き地はAm-26とAm-29の2筆だけになる。その結果、天草町の屋敷数は慶長期より大幅に減少して25筆になっている。

永平寺町の屋敷割も一部変化がみられる。慶長18年以降、西端の武家屋敷地(Ei-20)が堀に変わったほか、中央のEi-13とEi-14が合筆して屋敷数も慶长期より2筆減少している。

觀音町の屋敷数は、慶长期の20筆が15筆に減っている。これは永平寺町同様、西端の武家屋敷地(Ka-1・2)が堀に変わったことと、Ka-9・10とKa-15・16の2例が合筆したことによるものである。

この期間の屋敷替えは、天草町で23件ある。慶長期に空き地であったAm-22やAm-32・33が杉田主水の与力屋敷になり、田口源左衛門(Am-7)や高田弥右衛門(Am-21)などの下屋敷の跡地は、高柳仁太夫や小森傳兵衛ら島原の乱から戻った藩士たちに与えられている⁹⁾。

永平寺町の屋敷替え14件は、いずれも武家同士のものである。なかでも慶長18年以後に合筆したEi-13は増木所左衛門に替わり、毛塙右京の屋敷地であったEi-9は空き地になっている。

觀音町もやはり万治2年の大火前までに17筆の居住者はすべて入れ替わっている。東端の屋敷地は、隣町の竹ノ鼻から高木万左衛門が移ってきたほか、空き地であったKa-18とKa-19の2筆は新たに江並佐次右衛門と団孫平次が入っている。また、町の西端にあった永平寺(Ka-17)は鎮徳寺に名称が替わっている¹⁰⁾。

2.3 寛文9年大火以前（図1-3）

寛文9年(1669)の大火前における天草町の屋敷数25筆は、先の万治2年時と同じであるが、合筆と分筆が1筆ずつある。これに対して、永平寺町と観音町は合筆と分筆は1例もなく、屋敷割は万治2年の大火前の状態とほとんど変化していない。つまり、先の万治2年の大火の際、これら3町は罹災区域でなかったとみてよい。

この間の屋敷替えは、天草町で6件、永平寺町と観音町がともに2件と少ない。例えば、天草町のAm-11が渡辺十左衛門から浅井十郎左衛門に替わったのをはじめ、空き地であった永平寺町のEi-2に川合市右衛門が入り、観音町のKa-5が伴武右衛門から浅香七郎右衛門に、Ka-14が草間牛之助から水野藤右衛門に替わった程度である。

2.4 貞享2年（図1-4）

福井城下は、寛文9年に起きた大火で城下の北側(橋北)の大部分が焼失し、焼け残ったのは東北部の天王町と松本8町のみであった¹¹⁾。ところが、天草町、永平寺町と観音町の屋敷割をみると、寛文9年の大火前の状態とほぼ同じであることから、罹災後に大火前の屋敷割で復興されたと思われる。

貞享2年(1685)の絵図にみられる天草町の屋敷地は26筆で、寛文9年の大火前より1筆増えている。これは、万治2年の大火前までに堀に変わったAm-5・6とAm-8・9が埋め立てられ、再び武家屋敷地に戻ったことによる。永平寺町の屋敷数18筆は、寛文9年の大火前と変化していないが、観音町はKa-13とKa-14が合筆したことで16筆に減少している。

天草町の居住者をみると、堀が埋め立てられた2筆(Am-5・6とAm-7・8)に武藤六郎兵衛と毛受太郎兵衛が入り、西端のAm-21は吉岡六兵衛と雨森庄兵衛になるなど26筆中17筆が屋敷替えしている。なかでも万治2年の大火後に町内に置かれていたAm-13の奉行所は無くなり、数筆あった空き地もすべて武家屋敷地になっている。永平寺町もやはり寛文9年の大火後に居住者が替わった屋敷地が多く、空き地であったEi-7～9の3筆に青木与右衛門や高柳傳左衛門、下川庄右衛門ら3士が入り、東端のEi-11が岡部半兵衛になるなど14件屋敷替えしている。一方、観音町はこの期間の屋敷替えは6件と少なく、いずれも武家同士の屋敷替えである。

2.5 正徳4年（図1-5）

正徳4年(1714)の永平寺町と観音町の屋敷割は、貞享2年時とほぼ同じである。しかし、天草町は正徳4年にかけて18筆の分筆があり、屋敷数も43筆に増えている。これは万治2年以降、町の南端を占めていた杉田壱岐の与力屋敷(Am-22・28・32～33)がすべて武家屋敷地に替わっている。さらに、東端にあった出渕七兵衛(Am-15)や村上三太夫(Am-34)らの与力屋敷も地方地になっている¹¹⁾。すなわち、江戸初期から天草町に存続していた杉田家や村上家、出渕家の与力屋敷は、貞享2年～正徳4年の間にすべて取り払われたことになる。

この間の屋敷替えは3町とも多い。特に天草町は、多くの与力屋敷の跡地が武家屋敷地や地方地になっている。観音町も天草町同様、南端の2筆が武家屋敷地から地方地に替わっている。対して永平寺町の屋敷替えはすべて武家同士のもので、地方地に替わった屋敷地は1件もない。

このように、貞享3年の大法によって福井藩が半知を受け、城下周辺部にあった与力屋敷や足軽屋敷が取り払われた跡に漸次、町方が支配する地方町が成立している¹²⁾。なお、地方町は時代を経るにつれて増加する傾向が窺える。

2.6 安永4年（図1-6）

安永4年（1775）の絵図をみると、天草町の屋敷地32筆で、正保4年時より11筆減少している。これは、先の正保4年までに分筆したAm-28やAm-32など7例が合筆したことによる。永平寺町の屋敷地18筆は変化なく、觀音町が1筆増加しているのはKa-20が再び分筆したためである。

図1-6は居住者を示す付紙が剥がれている屋敷地が多く、特に天草町は32筆のうち17筆の居住者が分からぬ。居住者が判明するものでは、Am-11が堤忠右衛門から酒井典膳の下屋敷に、Am-28の一部が安本喜右衛門に替わるなど天草町では8件の屋敷替えがある。

永平寺町も同様に1筆の居住者が特定できないが、Ei-1の酒井十之丞やEi-8の稻村三太左衛門など10筆以外の6件で居住者が替わっている。觀音町においても1筆の付紙がなく、Ka-4が加藤伝内から水野藤次郎に替わるなど屋敷替えは9件みられる。

2.7 文化8年（図1-7）

文化8年（1811）の屋敷割は、図1-7でわかる。天草町は正保4年～文化8年の間にAm-7のみ分筆しただけで、屋敷割はほとんど変化していない。一方、永平寺と觀音町は合筆と分筆が1例もなく、屋敷割も正保4年の状態とほぼ同じである。

この間の屋敷替えは、天草町で5件みられる。Am-11は酒井典膳の下屋敷が牧野家に替わったのをはじめ、分筆したAm-7に松原家と鈴木家が入り、安永4年までに地方地に変わったAm-34は空き地になっている。

永平寺町の屋敷替えは12件と多く、特に通りの北側はEi-1の酒井家以外の8筆はすべて屋敷替えしている。また、觀音町はKa-4が水野藤次郎から吉池家になるなど9件屋敷替えしている。このうち、貞享2年～正保4年の間に地方地になったKa-19とKa-20は、田辺と吉田、武曾ら3士に与えられて再び武家屋敷地に戻っている。

2.8 慶応年間（図1-8）

文化8年～慶応年間（1865～67）の間の屋敷割の変化は、天草町と永平寺町で分筆が1例ずつあり、両町とも屋敷数は増加している。これに対して、觀音町の屋敷数は17筆であり、文化8年時と変わっていない。

天草町の屋敷替えは、慶応までに3件みられる。例えば、分筆したAm-22の天野家が鈴木十市と矢野九兵衛に替わったほか、東端のAm-18にあった矢場が無くなり、その跡地は再び地方地になっている。なお、先の貞享2年～正保4年の間に地方地に変わったAm-18とAm-34の2筆は、慶応まで地方地のまま存続している。永平寺町も慶応までに1件の屋敷替えがあり、分筆して増えたEi-14には新たに斎藤家が入っている。一方、觀音町の屋敷替えは1件もなく、慶長18年以来、町の西端に置かれていた鎮徳寺（前身は永平寺）は、江戸時代を通してその位置は変わっていない。

3. 武家屋敷地の変遷

以上、述べてきた慶長18年～慶応までの天草町、永平寺町と観音町における屋敷割と屋敷替え、空き地の件数を表2に示した。

表2 各時代の屋敷割と屋敷替え、空き地の件数（天草町・永平寺町・観音町）

町名	年代		慶長18年 (1613)	万治2年 (1659)	寛文年間 (1661～72)	貞享2年 (1685)	正徳4年 (1714)	安永4年 (1775)	文化8年 (1811)	慶応年間 (1865～67)
	屋敷割	合筆		3	1	3	1	7	0	0
天草町	屋敷割	分筆		1	1	0	18	0	1	1
	屋敷数	33	25	25	26	43	32	33	34	
	屋敷替え	0	23	6	17	36	8	5	3	
	変化なし		0	16	9	5	4	8	30	
	空き地	13	2	3	0	2	20	19	1	
永平寺町	屋敷割	合筆		1	0	0	0	0	0	0
	屋敷割	分筆		0	0	0	0	0	0	1
	屋敷数	20	18	18	18	18	18	18	18	19
	屋敷替え	0	14	2	14	15	6	12	1	
	変化なし		2	12	4	3	10	5	18	
	空き地	2	2	4	0	0	2	1	0	
観音町	屋敷割	合筆		2	0	1	0	0	0	0
	屋敷割	分筆		0	0	0	0	1	0	0
	屋敷数	20	17	17	16	16	17	17	17	17
	屋敷替え	0	17	2	6	13	9	9	0	
	変化なし		0	15	10	3	5	7	17	
	空き地	2	0	0	0	0	3	1	0	

*:付紙が剥がれた屋敷地は空き地に含む

**:付紙が剥がれた屋敷地からの変化は空き地に含む

3.1 屋敷割

表2のように、慶長18年頃の天草町の屋敷地は33筆ある。しかし、町の西側から中央にかけての屋敷地は空き地が13筆と多く、西方には沼地や水路がみられる。その後、万治2年の大火前までに北端の武家屋敷地が取り払われ、通りや堀に変わっている。逆に慶長期にみられた沼地や水路は埋め立てられて杉田主水の与力屋敷になったのをはじめ、多くの空き地が武家屋敷地や与力屋敷に変わっている。したがって、天草町は慶長18年～万治2年の大火前の間に本格的な屋敷割が行われて武家町が成立したと考えられる。

その後、貞享2年～正保4年の間に杉田壱岐や出渕七兵衛などの上級武家の与力屋敷がすべて武家屋敷地に替わったことで一旦は43筆に増えるが、安永4年までに7筆が合筆して32筆に減少し、それ以降は33～34筆で推移している。

永平寺は慶長18年以降、西端の武家屋敷地(Ei-20)が堀になったほか、中央のEi-13とEi-14が合筆するなど屋敷割が一部変化している。これによって慶长期の屋敷地20筆は、万治2年の大火前までに18筆に減少している。その18筆は、そのまま文化8年まで続いているが、文化8年～慶応年間にかけての分筆で19筆に増えている。

観音町の屋敷割も永平寺町同様、万治2年の大火前までに西端の武家屋敷地2筆(Ka-1・Ka-2)が堀に変わっている。それに伴う屋敷地の移変やKa-9とKa-10の合筆により、万治2年の大火前の屋敷地は17筆に減っている。その後は一旦、Ka-12とKa-13の合筆で16筆になるが、正保4年～安永4年の間の分筆で17筆に戻っている。

3.2 屋敷替え

表2に示した屋敷替えの件数を町別にみると、天草町では貞享2年～正保4年の間が36件で最も多い。この期間は貞享3年の大法に伴う減法があり、これまで杉田壱岐や出渕七兵衛、村上三太夫などの上級武士に召抱えられていた多くの与力が解雇されて屋敷も取り扱われたことに起因している¹³⁾。

これに次いで、慶長18年～万治2年の大火前の間が23件ある。これは、万治2年の絵図にみられる杉田壱岐や下山五郎右衛門らは寛永元年に忠昌が3代藩主となった際に、忠昌とともに越後高田から福井へ移住している¹⁴⁾。また、寛永15年以降、島原から戻った藩士たちの屋敷地として慶長期の田口源左衛門(Am-7)や高田弥右衛門(Am-21)の下屋敷の跡地が与えられている(表1参照)。したがって、天草町は寛永期に大規模な屋敷替えがあったと判断できる。

その後、屋敷替えは正保4年～文化8年の間に5～8件、慶応までに3件みられる。なかでもAm-18やAm-34のように武家屋敷地が地方地に変わるものや、Am-17のように忍組屋敷になる例は、これまでみてきた大名町や中ノ馬場などの上級武家屋敷地および元御泉水町や天王町などの上級と中級の武家屋敷地が混在する区域では確認できない。但し、既報¹⁵⁾した中級武士が主に居住する鷹匠町では、江戸後期から幕末にかけて武家屋敷地の中に町人地が置かれた事例もある。

永平寺町の屋敷替えをみると、貞享2年～正保4年の間が15件と多く、永平寺町もやはり貞享の大法に伴う屋敷地の転居や没収が多かったとみてよい。それ以外は、各時期に屋敷地の半数を超える屋敷替えが行われている。しかし、これらはすべて武家同士の屋敷替えであり、天草町や觀音町のように江戸後期～幕末にかけて武家屋敷地が地方地に替わる例や、江戸時代を通して町内に寺社地や藩役所が設けられることは一切ない。

もう一方の觀音町の屋敷替えは、慶長18年～万治2年の大火前の間に17件あり、慶長期の図1-1にある星右京や嶋村孫右衛門らの名前は忠昌時代の給帳ではなく、逆に万治2年の大火前の絵図にみられる堀又右衛門や川瀬次太夫などは忠昌以降の給帳で確認できる¹⁶⁾。

それ以降、觀音町の屋敷替えは繰り返し行われているが、貞享2年～正保4年の一時期、天草町と同様に地方地が2筆存在している。但し、觀音町の地方地は、安永4年までに再び武家屋敷地に戻っている。

ところで、これら3町に共通する点は、江戸初期～幕末までの各時期に屋敷替えが頻繁に行われていることである。この状況は、既にみた上級と中級武家屋敷地が混在する元御泉水町や天王町、八軒町および中級武士が多く住む鷹匠町と同じであるが、代々同じ屋敷地に継続して住んでいた大名町や中ノ馬場などの上級武家屋敷地とは違いが窺える。

また、永平寺町を除く天草町と觀音町では、正徳4年～慶応にかけて武家屋敷地や与力屋敷が地方地に替わる屋敷地が多くみられる。これは、貞享3年の減法以降、武家の力が次第に衰退していくことに関連している。

4. おわりに

以上、天草町、永平寺町と観音町における武家屋敷地の変遷を検討した結果、以下のことが指摘できる。

- 1) 天草町の屋敷割は、慶長18年～万治2年の大火前の間と貞享2年～正保4年の間に2度大きく変わっている。前者は北端の通りが拡張されたほか、西方の沼地が埋められ屋敷地が増えている。後者は町の南端を占めていた与力屋敷が武家屋敷地に変わっている。屋敷替えは、寛永期の忠昌入部直後と島原の乱以降に多くの居住者が入れ替わっている。その後は、貞享の大法の影響による屋敷替えが多く、これまであった与力屋敷がすべて無くなっている。
- 2) 永平寺町は、慶長18年までに屋敷割されている。その後は、万治2年の大火前にかけて西端の屋敷地が堀になっただけで、幕末まで変化していない。一方、武家同士の屋敷替えは各時期に繰り返されているが、江戸時代を通して町内に与力屋敷や地方地が設置されたことは一度もない。
- 3) 観音町の屋敷割も永平寺町同様、万治2年の大火前までに西端と南端にあった屋敷地の一部が堀になった以外、幕末までほとんど変わっていない。対して屋敷替えは、江戸時代を通して頻繁に行われている。このうち南端の武家屋敷地2筆は、一時的(貞享2年～正保4年の間)に地方地になっている。

[注]

- 1) 8枚の城下絵図はすべて、松平文庫 松平宗紀所蔵 福井県立図書館保管
- 2) 拙稿「福井城下の武家地の研究 8～16」日本建築学会大会梗概集および同北陸支部研究報告集、福井工業大学研究紀要で報告している。2007-2010
- 3) 元和9年(1623)に2代藩主忠直は幕府の命によって豊後に配流となり、翌寛永元年(1624)に秀康の次男である忠昌が越後高田から転封して福井藩を継いでいる。
- 4) 貞享3年(1686)に福井藩は47万5000石から、25万石に半減されている。
- 5) 3町の町名については、下中邦彦編『福井県の地名』平凡社 1981, pp. 250-251を参考にしている。
なお、天草町は島原の乱が終わった寛永15年以降に名付けられた可能性が高く、永平寺町と観音町はともに永平寺(後、鎮徳寺)の門前にできた武家町である。
- 6) 『稿本福井市史(上)』福井市役所、歴史図書社, p156, 1973
- 7) 白紙で修正された部分の下(原図)に、同じ筆跡の居住者や間数が確認できる。
- 8) 拙稿「元御泉水町、天王町と八軒町における武家屋敷地の変遷」福井工業大学研究紀要 40号, pp. 438-447, 2010
- 9) 『片聾記』福井県立図書館・郷土誌懇談会共編、福井県立図書館, pp. 50-51, 1955 や前掲6)『稿本福井市史(上)』, p156, 1973などを参考にしている。
- 10) 永平寺(現、吉田郡永平寺町)は、天正2年(1574)の一一向一揆により殿堂のすべてを焼失した。そのため、祚久和尚は宝物を携帯して北庄に逃れ一宇を建立し新永平寺と号した。その後、織田信長による一揆平定後は再び旧地に戻り再建された。新永平寺はそれ以降、祚久の弟子祚天に与えられて北庄城鬼門鎮護として鎮徳寺と改称された。前掲8)『稿本福井市史(上)』pp. 419-420 参照
- 11) 『国事叢記(上)』福井県立図書館・福井郷土誌懇談会共編、福井郷土誌懇談会, pp. 187-188, 1961
- 12) 地方町は、貞享3年の大法によって福井藩が半知を受け、与力屋敷や足軽屋敷の一部が取り払われた跡地に漸次成立している。『福井市史 資料編別巻 絵図・地図』福井市 1988, pp. 50-51 参照
- 13) 『続片聾記(上)』福井県立図書館・郷土誌懇談会共編、福井県立図書館, 1955, pp. 625-629 および前掲10)『国事叢記(上)』pp. 280-281を参考にしている。
- 14) 『福井市史 資料編4 近世二』福井市, 1988, p393 の「忠昌公御幼年ヨリ先祖御奉公之面々」の項に杉田家の名前が記され、p394の「忠昌公御代越後国高田以来先祖御奉公之面々」の項に下山家が記されている。
- 15) 拙稿「鷹匠町における武家屋敷地の変遷」日本建築学会北陸支部研究報告集 54号 2011 投稿中
- 16) 松平文庫 松平宗紀所蔵 福井県立図書館保管、『源秀康公御家中給帳』、『隆芳院様(忠昌)御代給帳』、『大安院様御代給帳』などを参考にしている。『福井市史 資料編4 近世二』福井市, pp. 184-384, 1999 所収

(平成23年3月31日受理)